

札幌市電停留場副名称ネーミングライツ取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下「当公社」という。）が運送事業を担う路面電車（以下「札幌市電」という。）の札幌市電停留場名に副名称を設定する「札幌市電停留場副名称ネーミングライツ」（以下「ネーミングライツ」という。）の取扱にあたって必要な事項を定めるものとする。

(副名称の設定対象停留場)

第2条 副名称を設定する停留場は、札幌市電全24停留場のうち、中央区役所前、資生館小学校前（西創成）停留場を除く22停留場とする。

(副名称の掲出)

第3条 副名称は次の各号に掲出する。

- (1) 中央区役所前、資生館小学校前（西創成）を除く、各停留場
- (2) 札幌市電車内放送

(副名称の表示、掲出範囲)

第4条 副名称の掲出位置については、各停留場（内回り、外回り各2枚）の既存停留場ステッカー又は看板（以下「既存掲示物」という。）の余白部分に副名称を掲出することとし、各停留場の副名称掲出イメージは別紙1のとおり、掲出サイズについては別紙2を基本とする。

- 2 副名称として表示できる文言は、申込法人名または、通称名を文字のみで「○○○○○前」「○○○○○入口」等と表示することとし、企業ロゴマーク、記号等の使用は認めない。
- 3 前項に定める文言は、必要に応じて、副名称の変更、短縮を求める場合がある。
- 4 文字サイズについては別紙1の掲出サイズの余白部分に収まるサイズとし、車両から視認できる大きさとする。
- 5 副名称を表示する際に使用する文字の規格等については、既存掲示物に使用している書体（UDShinGoNTPro）と同様のものを使用することとする。
- 6 利用者の混乱を避けるため、施設名称の変更等を除き、契約期間内の副名称の変更是原則認めない。

(申込受付)

第5条 ネーミングライツの申込受付は、文書、ホームページ、その他広報物に次の各号に定める内容を掲載することにより開始する。

- (1) 申込受付期間
- (2) 申込対象の停留場
- (3) 施工スケジュール
- (4) その他詳細

(副名称の車内放送)

第6条 車内放送については、通常の停留場名を放送した後に、副名称を放送するもの

とし、車内放送文言は、副名称と同じ文言とする。

(掲出期間)

第7条 掲出期間は12か月間から最大60か月間までの期間で、12か月単位で設定するものとし、掲出開始日は毎月1日、掲出終了日は毎月末日とする。

(掲出料金)

第8条 掲出料金については下表のとおりとする。

停留場名	停留場ネーミングライツ 掲出料金年額（12か月分・税込）
西4丁目、すすきの、狸小路	660,000円
西8丁目、西15丁目、西線6条、山鼻9条、東本願寺前	528,000円
西線9条旭山公園通、西線11条、西線14条、行啓通、中島公園通	396,000円
西線16条、ロープウェイ入口、電車事業所前、中央図書館前、石山通、東屯田通、幌南小学校前、山鼻19条、静修学園前	264,000円

(既存掲出物の規格及び素材等)

第9条 既存掲出物のサイズは表示する停留場により異なるため、必ず事前に調査及び採寸を行うものとする。

- 2 既存掲出物に使用するシート（以下「副名称シート」という。）の素材は、スリーエムジャパン製グラフィックフィルム（ベースフィルム：I J180-Cv3-10XR、ラミネートフィルム：I J4114）とするが、同等品で施工を希望する場合は、事前にカタログ等を持参し、当公社へ確認を行うものとする。
- 3 副名称シートの掲出、補修時及び原状回復時の作業を行う場合は、当公社担当者と事前に作業について十分な打合せを行い、広告主にて作業に必要な道路使用許可等の申請を行うものとする。

(ネーミングライツ掲出申込方法等)

第10条 ネーミングライツの掲出申込は、広告主が直接当公社に行うものとし、希望する広告主は、当公社からの通知により指定する期日までに、別紙3「停留場副名称ネーミングライツ」実施申込書及び会社概要を当公社へ提出するものとする。

- 2 掲出開始日が同じ時期に、同一停留場に複数の申込みがあった場合は、最も掲出期間が長い広告主を優先することとし、掲出期間が同じ場合は、抽選にて広告主を決定するものとする。

(契約締結)

第11条 前条第1項に定める手続き完了後、別紙4「札幌市電停留場副名称ネーミングライツ契約書」の締結を行うものとする。

- 2 前項の契約締結により設定された契約期間の変更は、第17条に該当する場合を除

き認めない。

(デザイン審査)

第12条 ネーミングライツ掲出を希望する広告主は、当公社からの通知により指定する期日までに、第4条及び当公社掲出審査基準に定める事項に従って、副名称シートのデザインを提出し、当公社の承認を得るものとする。

(デザインデータの提出)

第13条 副名称シートのデザインデータについては、CD-R又はDVD-Rにて、確定したデザインの完全データを当公社に提出するものとする。

(申込条件)

第14条 ネーミングライツでは、次の各号をすべて満たす広告主の掲出を認める。

- (1) 札幌市内に本社若しくは事業所等が所在していること
 - (2) 法人格を有していること
 - (3) 掲出停留場から概ね500m以内に位置している施設を有すること
- 2 第1項の他、下記のいずれかに該当する場合は申込することができないものとする。
- (1) 当公社路面電車広告掲出基準Ⅲに定める規制業種
 - (2) 消費者金融業及び関連業種
 - (3) 宗教団体及び関連業種
 - (4) 政治団体及び関連業種
 - (5) パチンコ店、パチンコ台メーカー及びパチンコ関連業種
 - (6) 質屋、チケット等再販売業
 - (7) 調査会社、興信所、探偵事務所等
 - (8) 法的資格制度のない医業類似行為を実施する施設、施術等を営むもの
 - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の企業
 - (10) 当公社路面電車広告掲出基準に定める規制する業種との区分があいまいであると判断される業種
 - (11) 副名称を掲出することにより札幌市電のイメージ並びに社会的信用を害する恐れのある企業
 - (12) その他、当公社が不適当と認める業種及び事業者

(掲出料金の請求、支払い)

第15条 掲出料金については、第8条に記載の金額を当公社の事業年度で区切り、事業年度ごとに当公社が発行する請求書に基づき、一括で支払うこととする。

- 2 掲出料金に月額金額の算出が必要となった場合は、第8条に記載の年額料金を12で除して算出した金額を月額料金とする。
- 3 広告主は、当公社が発行する請求書に基づき、当公社の指定する銀行口座に現金振り込みにて支払うこととし、振込手数料は広告主の負担とする。

(申込の更新)

第16条 掲出を実施している広告主は、掲出を開始した月から最大60か月までの期

間で、12か月単位で申込の更新を認める。

2 前項により申込を更新する場合、広告主は掲出終了の3か月前までに別紙3「停留場副名称ネーミングライツ」実施申込書を当公社へ提出するものとし、更新手続きが完了した場合は、新たに別紙4「札幌市電停留場副名称ネーミングライツ契約書」の締結を行うものとする。

(契約の解除)

第17条 本契約の契約期間中であっても、下記のいずれかに該当する場合は契約を取り消し解除することとする。

- (1) 移転等により、第14条第1項を満たすことができなくなった場合
- (2) 第14条第2項に抵触することが判明した場合
- (3) 停留場副名称ネーミングライツ実施申込書に虚偽の記載があることが判明した場合
- (4) 契約者に社会的信用を損なう行為があり、当公社のイメージが損なわれる恐れがある場合
- (5) 停留場副名称ネーミングライツを行う企業として適当でないと認められることが判明した場合

(契約が解除された場合の賠償金)

第18条 第17条に伴い契約期間内に本契約の解除を行った場合は、当公社は広告主に対し、広告料金の100分の10に相当する金額（当公社に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）及び副名称シート及び車内放送に係る原状回復費用を賠償金として請求することができる。

(掲出ができない場合の取扱い)

第19条 本契約に基づき掲出している停留場にて事故、破損等の理由により掲出範囲全体の2分の1以上副名称の掲出ができなかった場合、次に定めるとおり取り扱うこととする。なお、掲出ができない期間が複数の月にまたがる場合は、それぞれの月の初日から末日ごとに次に定める取扱いを算定するものとする。

- (1) 1か月の初日から末日までにおける日数の2分の1（端数切捨て）以上掲出不可能な場合、1か月分の広告料金を半額とする。なお、既に支払い済みの広告料金がある場合は、算定相当分を返金するものとする。
- (2) 1か月の初日から末日までの1日も掲出不可能な場合は、1か月分の広告料を請求しないものとする。なお、既に支払い済みの広告料金がある場合は、算定相当分を返金するものとする。

(掲出物の清掃及び補修)

第20条 副名称シートは、停留場の美観向上の目的もあることから、広告主は状況により、既存掲示物の清掃及び補修等の保守作業を行うものとする。

(副名称の表示、車内放送に係る作業及び原状回復作業)

第21条 副名称シートの取り付け作業は、掲出開始日を起点とした、当公社が指定する前後1週間で実施するものとする。

- 2 副名称シートの取り外し及び原状回復作業は、契約満了日若しくは契約解除日を起點とした、当公社が指定する前後1週間で実施するものとする。
- 3 副名称シート取り付け作業、契約満了時及び契約解除時の原状回復作業の作業時間は、路面電車営業運行終了後から始発電車運行開始までの深夜時間帯とし、騒音等の発生に十分注意し作業を行うものとする。
- 4 副名称シート取り付け作業を実施する際は、作業実施者を含め、当公社と作業について十分な打合せを行うとともに、作業に必要な関係各所への許可申請等を行うものとする。
- 5 副名称シートの掲出後に剥離等の不具合があった場合は、広告主の費用負担により補修対応を行うものとする。
- 6 車内音声の放送に係る音声データ及び、ICカードの作成作業とICカード装填作業は当公社が実施するものとする。
- 7 副名称シートの取り付け作業、契約満了時及び契約解除時の原状回復作業は、広告主の発注及び費用負担にて実施するものとする。
- 8 車内音声の放送に係る作業は、広告主が当公社に費用を支払い、当公社が実施するものとする。広告主は、当公社が発行する請求書に基づき、請求書発行日の属する月の翌月末日までに振り込むこととし、振込手数料は広告主の負担とする。

附 則

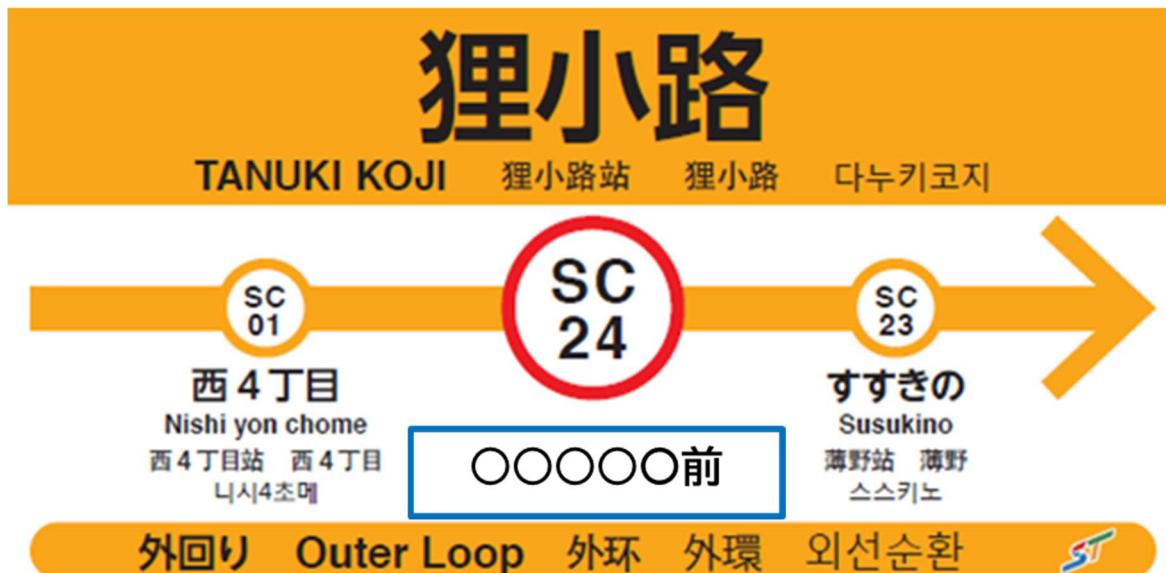
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。

【別紙1】掲出イメージ

Aタイプ



Bタイプ



Cタイプ



【別紙2】各停留場掲出サイズ・枚数

停留場	シートタイプ	余白（単位cm）・枚数
西4丁目	A	(車道側15×54) ×2枚 (歩道側17×55) ×2枚
西8丁目	B	(10×66) ×4枚
西15丁目	A	(18×53) ×4枚
西線6条	B	(10×60) ×4枚
西線9条旭山公園通	B	(10×64) ×4枚
西線11条	B	(10×58) ×4枚
西線14条	C	(2×52) ×4枚
西線16条	C	(2×52) ×4枚
ロープウェイ入口	A	(18×45) ×4枚
電車事業所前	A	(18×50) ×4枚
中央図書館前	A	(18×55) ×4枚
石山通	A	(18×47) ×4枚
東屯田通	A	(15×50) ×4枚 ※シート内に溝あり
幌南小学校前	B	(10×60) ×4枚

山鼻19条	A	(18×44) ×4枚
静修学園前	A	(18×55) ×4枚
行啓通	B	(10×61) ×4枚
中島公園通	B	(10×63) ×4枚
山鼻9条	B	(10×61) ×4枚
東本願寺前	A	(15×55) ×4枚
すすきの	A	(18×40) ×4枚
狸小路	A	(車道側15×54) ×2枚 (歩道側17×55) ×2枚

【別紙3】

「札幌市電停留場副名称ネーミングライツ」実施申込書

_____年_____月_____日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社
理事長 様

所 在 地
法 人 名
代 表 者 名

札幌市電停留場副名称ネーミングライツ取扱要領の内容に同意の上、お申込みいたします。

申込停留場	
副名称案	
掲出期間	_____年_____月_____日～_____年_____月_____日

【会社情報】

法人情報	法人名	フリガナ	
	本社所在地		
	主たる業務内容		
担当者情報	担当部署名		
	担当部署住所		
	電話番号		FAX番号
	担当者名		
	メールアドレス		

【別紙4】 札幌市電停留場副名称ネーミングライツ実施契約書

一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下、「甲」という。）と _____（以下、「乙」という。）は、乙が甲の管理する札幌市電停留場 _____に副名称を付与することについて、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（副名称の掲出）

第1条 甲は本契約の定めるところに従い、甲が定めた対象停留場内の指定場所及び車内音声を乙に提供し、副名称を掲出することができる。

（掲出する副名称）

第2条 乙は、事前に甲に届出をし、甲の書面による承認を得た名称を対象停留場の副名称として掲出することができる。なお、掲出する副名称の表示については、文字のみ使用可能とし、「_____」と表示することを原則とする。

（契約の有効期間）

第3条 本契約の有効期間は契約締結日から____年____月____日までとする。

（実施期間）

第4条 本契約に基づく停留場副名称ネーミングライツの実施期間は____年____月____日から____年____月____日までとする。

（契約料とその支払い）

第5条 乙が甲に支払う契約料は年額_____円（うち消費税額等_____円）とする。

- 2 乙は甲に申込書記載の金額を当公社の事業年度で区切り、事業年度ごとに当公社が発行する請求書に基づき、一括で支払うこととする。
- 3 契約料金に月額金額の算出が必要となった場合は、第1項に記載の年額料金を12で除して算出した金額を月額料金とする。
- 4 乙による支払いは、甲の発行する請求書に基づき、甲の発行する請求書発行日の属する月の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に現金振り込みにて実施することとし、振込手数料は乙の負担とする。

（副名称シートの作成）

第6条 停留場の指定場所に掲出する副名称シートの素材については、甲が指定する素材とするが、同等品で施工を希望する場合は、事前にカタログ等を持参し、甲へ事前に了承を得るものとする。

- 2 副名称シートの作成については、乙が費用を負担し実施するものとする。

（車内音声の作成）

第7条 車内音声の放送に係る音声データの作成作業、ICカード作成作業、ICカード装填作業は甲が行うものとし、乙が費用を負担するものとする。

- 2 乙が負担する費用の支払いは、甲の発行する請求書に基づき、請求書発行日の属する月の翌月末日までに、振り込むこととし、振込手数料は乙の負担とする。

(副名称シートの掲出)

- 第8条 乙は、副名称シートの掲出に当たり、甲の指示に従わなければならない。
- 2 副名称シートの取り付け作業は、____年____月____日を起点とした前後1週間のうち甲が指定する日時で乙が行うものとし、乙が費用を負担するものとする。
 - 3 副名称シートの掲出時に既存停留場ステッカー及び看板に追加して施工する場合は停留場の美観向上を保つため、清掃等の保守作業を行うものとする。
 - 4 取り付け作業後副名称シートの剥離等の不具合があった場合、乙は甲の指示に従い、乙が費用を負担し速やかに補修等の対応を行うものとする。
 - 5 乙は、停留場内で作業する際には、作業実施前に甲と作業について十分な打合せを行うとともに、作業に必要な関係各所への許可申請等を行うものとする。
 - 6 停留場の改修工事等により副名称シートの貼替が必要となった場合は、乙にその旨を通知するとともに、甲の費用負担にて施工を実施するものとする。

(車内音声の放送)

- 第9条 乙は、副名称の車内音声の放送に当たり、甲の指示に従わなければならない。
- 2 次の各号に該当する場合、車内音声放送の提供ができない場合がある。
 - (1) イベント及び事故、運行障害等の影響により折り返し運行を実施する時
 - (2) 貸切電車及び甲が実施する企画電車等による車両運用の都合により運行を実施する時

(契約満了時における副名称シートに係る原状回復作業)

- 第10条 契約満了時の副名称シート原状回復作業については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 副名称シートの原状回復作業については、契約満了日を起点とした、甲が指定する前後1週間のうち甲が指定する日時で乙が実施することとし、乙が費用を負担するものとする。
 - (2) 乙は作業終了後、その旨を甲に報告するものとする。
 - (3) 甲は乙からの報告受領後、速やかに作業終了の確認検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
 - (4) 乙は、甲の行う検査に合格しないときは、甲の指示する期間内にこれを補正しなければならない。
 - (5) 乙は、作業実施前に甲と作業について十分な打合せを行うとともに、作業に必要な関係各所への許可申請等を行うものとする。

(契約満了時における車内音声の放送に係る原状回復作業)

- 第11条 車内音声の放送に係る原状回復作業の手配は、甲が行うものとし、乙が費用を負担するものとする。
- 2 乙が負担する費用の支払いは、甲の発行する請求書に基づき、請求書発行日の属する月の翌月末日までに、振り込むこととし、振込手数料は乙の負担とする。

(副名称の変更)

- 第12条 乙は、本契約期間中、副名称を変更することはできない。ただし、副名称変更の必要性について特段の理由がある旨を甲に書面により説明し、甲から書面による同意を得た場合はこの限りではない。
- 2 前項における変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

(事故等発生時の対応)

- 第13条 本契約に基づき掲出している停留場にて事故等が発生し、修繕を行うため甲が副名称シートを剥離した場合、乙は甲の指示に従い、速やかに副名称シートの修繕を行うものとする。
- 2 副名称シートの修繕に伴う費用については、甲又は甲の指定する企業から乙に支払うものと

するが、事故等発生時の原因や責任が不明な場合は、副名称シートの修繕に伴う費用については、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 事故、破損等の理由により、副名称シートが長期間掲出不可能な場合、車内音声の放送が全ての車両で長期間放送不可能な場合の対応は、関係法令、条例及び一般商慣習に則り、甲乙協議の上、定めるものとする。

(副名称シートが掲出できない期間の取扱い)

第14条 本契約に基づき掲出しているすべての副名称シートが事故、破損等の理由により1か月の初日から末日までにおける日数の2分の1（端数切捨て）以上掲出不可能な場合、甲が乙に請求する1か月当たりの契約料を半額とする。なお、既に支払い済みの広告料金がある場合は、甲は乙に対して算定相当分を返金するものとする。

2 同様の理由により1か月の初日から末日までにおける日数の1日も掲出不可能な場合は、1か月当たりの契約料を請求しないものとする。なお、既に支払い済みの広告料金がある場合は、甲は乙に対して算定相当分を返金するものとする。

3 第1項及び第2項により、甲が乙に対して返金が発生した場合、甲は乙に対してその旨を通知するとともに、対象月の属する月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に現金振り込みにて返金することとし、振込手数料は甲の負担とする。

4 停留場の改修工事等により副名称シートの掲出不可期間が長期となる場合があきらかな場合は、甲は乙にその旨を通知するとともに、掲出不可期間の取扱いについて法令及び一般慣習に則り、甲乙協議の上、定める。

(権利・義務の譲渡)

第15条 甲及び乙は、本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の了承を得たうえで相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第16条 甲及び乙は、甲乙又は甲乙の使用人が故意又は重大な過失により、甲乙又は第三者に損害を与えたときは、甲乙協議の上、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲乙ともに、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反したとき、又はこの契約を履行する見込みがないとき。
 - (2) 契約の履行にあたり甲又は乙に不正の行為があったとき。
 - (3) 甲の事業上の都合により解除の必要が生じたとき。
 - (4) 乙の都合により本契約の解除を申請し、甲がそれを認めたとき。
 - (5) その他、甲が定める各種規程、要領及び要項の定めにより、解除の必要があると認められるとき。
- 2 甲の責によりこの契約が解除された場合、本契約における原状回復作業は、速やかに甲が実施するものとする。
- 3 乙の責によりこの契約が解除された場合、本契約における原状回復作業は、速やかに乙が実施するものとする。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第18条 第17条第1項第1号又は第2号の規定のうち、乙の責により本契約が解除された場

合においては、甲は乙に対し、契約料の100分の10に相当する金額（甲に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は甲に対し、第6条第2項及び第7条第2項に定める費用の実費相当額を賠償金として請求することができる。

- (1) 第17条第1項第1号又は第2号の規定のうち、甲の責によりこの契約が解除された場合
- (2) 第17条第1項第3号又は第5号の規定によりこの契約が解除された場合

(守秘義務)

第19条 甲乙共に、本契約の内容及び本契約の履行に関連して知り得た機密事項を相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

(延滞金)

第20条 乙は、甲からの請求書で定められた入金期限を経過して契約料の支払いがなされない場合において、契約書に特段の定めがないときは、民事法定利率の割合で計算した延滞金をその期限の翌日から支払をする日までの日数に応じて日割りで甲が乙に請求することができる。

- 2 前項の規定により計算した延滞金の額が1,000円未満であるとき、甲は乙にその請求を行わないものとする。また、前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲が乙に相当の事由があると認めたときは、この違約金を免除することができる。

(反社会的勢力に関する表明・保証)

第21条 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時及び本契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

- 2 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときは、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができる。
- 3 前項の定めにより、本契約を解除したときは、甲又は乙は、相手方に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することを要せず、解除した当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償しなければならない。

(協議事項)

第22条 甲が定める各種規程、要領及び関係法令等の改正により、契約料金等を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上、この契約を変更することができる。

- 2 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、法令及び一般商慣習に則り、その都度甲乙協議の上、定める。

(免責事項)

第23条 天災地変等の不可抗力、その他甲乙双方の責めに帰することができない事由によって甲乙いずれかが被った損害について甲及び乙は責を負わず、相手方に対して金銭その他の請求をすることができないものとする。

(関係規程等の順守)

第24条 この契約に定めるもののほか、甲乙ともに、甲の定める規程類、各種要領及び広告掲出審査基準並びにその他関係法令、業界団体の自主規制等を誠実に順守すること。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙ともに記名押印の上、各1通を所持する。

年　　月　　日

甲　　代表者 一般財団法人札幌市交通事業振興公社
理事長

乙

(以下余白)